

## 富士市公告第 122 号

下記業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7 年 4 月 22 日

富士市長 小長井 義正

### 1 業務概要

- (1) 業務名 吉原商店街周辺ウォークابل推進計画策定支援業務
- (2) 業務内容 本業務は、吉原商店街周辺において、ワークショップ及び社会実験を通じて本エリアの将来像や今後のまちづくりの取組について、地域住民等の意見を集約し、「(仮称)吉原商店街周辺ウォークابل推進計画」の策定を支援するものである。詳細については、「吉原商店街周辺ウォークابل推進計画策定支援業務仕様書」のとおりとする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで
- (4) 支払限度額 10,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）  
（令和 7 年度上限額 4,500,000 円）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 令和 7 年度富士市競争入札参加資格審査登録者であること。又は、令和 7 年 5 月 20 日までに富士市競争入札参加資格審査登録の申請を行う予定の者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談

- 役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者。
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。
- エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を持っていると認められる者。

### 3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和7年4月22日(火)から同年5月13日(火)まで
- (2) 交付書類 ア 吉原商店街周辺ウォークブル推進計画策定支援業務プロポーザル実施要領  
イ 様式集  
ウ 吉原商店街周辺ウォークブル推進計画策定支援業務仕様書
- (3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。  
なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。  
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/rn2ola000000e1uf.html>

### 4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和7年4月22日(火)から同年4月28日(月)まで  
(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受付方法 質問書(様式-1)に記入の上、電子メールで送付すること。  
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。  
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。  
メールアドレス to-shigaichi@div.city.fuji.shizuoka.jp  
電話番号 0545-55-2797(直通)
- (3) 質問回答日 令和7年5月2日(金)

- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、吉原商店街周辺ウォーカブル推進計画策定支援業務プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

## 5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年5月7日（水）から同年5月13日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市都市整備部市街地整備課（市庁舎7階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）  
又は郵送（提出期限までに必着のこと）
- (4) 提出書類 指定の様式による。

## 6 手続日程

- (1) 令和7年4月22日（火） 公告
- (2) 令和7年4月28日（月） 参加表明に係る質問書提出期限
- (3) 令和7年5月2日（金） 参加表明に係る質問回答の公表
- (4) 令和7年5月13日（火） 参加表明書及び参加資格確認書類提出期限
- (5) 令和7年5月15日（木） 参加資格確認結果通知
- (6) 令和7年5月20日（火） 企画提案書等に関する質問書提出期限
- (7) 令和7年5月26日（月） 企画提案書等に関する質問回答の公表
- (8) 令和7年6月13日（金） 企画提案書等提出期限
- (9) 令和7年6月13日（金） プロポーザル参加辞退届の提出期限
- (10) 令和7年6月23日（月） プレゼンテーション及びヒアリング
- (11) 令和7年6月下旬 優先交渉権者の特定等結果通知
- (12) 令和7年7月上旬 契約

## 7 その他（留意事項）

- (1) 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- (2) 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 企画提案書に記載した配置予定の管理技術者、担当技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は承諾を得ること。
- (4) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

- (6) 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。  
なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとする。
- (7) 文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。
- (8) 企画提案書については、下段余白中央にページ番号を付すこと。
- (9) 詳細は、上記 3 により交付する吉原商店街周辺ウォークブル推進計画策定支援業務プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。